

# 八王子市未熟児養育医療助成実施要綱

(平成19年3月30日決定)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という）第20条の規定に基づき養育医療給付を行う場合の手続について、八王子市母子保健法施行細則（平成19年八王子市規則第53号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関について)

**第2条** 指定医療機関の指定基準は、東京都未熟児養育事業実施要綱（以下「東京都要綱」という。）別表の東京都養育医療機関指定基準による。養育医療機関の指定申請及び届出、診療上の留意事項、移送は、東京都要綱の定めるところによる。

(対象)

**第3条** 養育医療の給付の対象者は、八王子市の区域内に居住地（居住地がないか又は明らかでない場合は、現在地とする。以下同じ。）を有する法第6条第6項に規定する未熟児で医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

- (1) 出生時体重 2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ア 一般状態
    - (ア) 運動不安、痙攣のあるもの
    - (イ) 運動が異常に少ないもの
  - イ 体温が摂氏34度以下のもの
  - ウ 呼吸器、循環器系
    - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの
    - (ウ) 出血傾向の強いもの
  - エ 消化器系
    - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
    - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
    - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
  - オ 黄疸  
生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(給付の申請)

**第4条** 養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第9条第1項の規定によるものとし、申請にあたっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 申請書は、養育医療給付申請書（第1号様式（細則第6号様式））とする。
- (2) 申請書には、医師の記載した養育医療意見書（第2号様式（細則第7号様式））並びに世帯調査書（第3号様式）及びその関係証明書を必ず添付するものとする。

- (3) 世帯調書及びその関係証明書の様式の取扱いについては、別途保健所長が定めるところによる。
- (4) 申請書は、大横保健福祉センター館長、東浅川保健福祉センター館長、南大沢保健福祉センター館長（以下「館長」という。）を經由し、保健所長に提出するものとする。
- (5) 保健所長は、申請書を受理したときは、速やかに申請書及び意見書の内容を審査するものとする。
- (6) 申請書を提出期限までに提出できなかったときは、遅延理由書（第4号様式）を提出するものとする。

（給付の決定）

**第5条** 保健所長は、申請書を受理したときは、速やかに養育医療を給付するか否かを決定するものとする。

- 2 養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療券（以下「医療券」という。）を申請者に交付するとともに、館長に認定結果通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付却下決定通知書（第5号様式（細則第10号様式））により、速やかに申請者に通知するとともに、館長に認定結果通知書により通知するものとする。
- 4 医療券の交付に際しては、申請者に対し、その取扱いについて十分指導するとともに、費用の負担等についてもあらかじめ周知するものとする。
- 5 医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由により、医療券を提出できない場合には、取りあえず医療を行い、その理由がなくなった後、速やかに医療券を提出するものとする。

（医療券の取扱い）

**第6条** 医療券の有効期間の記載にあたっては、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始の日にさかのぼる取扱いとし、その終期は、当該医療の終了の日であるので、診療の終了予定期間に若干の余裕を考慮して記入するものとする。

なお、病院・診療所及び薬局用の医療券を併せて交付する場合における有効期間は、同一の有効期間とする。

（医療の継続等）

**第7条** 当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、医療機関は、事前に養育医療の継続協議書（第6号様式（細則第8号様式））に養育医療継続の意見書（第7号様式（細則第9号様式））を添付し、館長を経て保健所長に協議するものとする。

- 2 保健所長は、協議内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するものとする。
- 3 当該未熟児の保護者へは、養育医療券を交付するとともに、継続協議書経由の館長に認定結果通知書により通知するものとする。
- 4 やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに申請を行うものとする。この場合の申請書には、意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の追加意見書（第8号様式）を添付するものとし、世帯調書等は省略して差し支えないものとする。

- 5 医療券を紛失又はき損した場合は、医療券再交付申請書（第9号様式）により再交付するものとする。
- 6 住所又は医療保険証等の変更があったときは、保護者は変更届（第10号様式）に医療券を添付して申請を行うものとする。
- 7 世帯員の所得税額等に変更が生じたときは、保護者は徴収金額変更申請書（第11号様式）に所得を証明する書類等、世帯調書及び医療券を添付して申請を行うものとする。なお、変更された徴収金額は、保健所長が徴収金額変更申請書を受け付けた月の翌月から適用する。

（医療の給付）

**第8条** 医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付にかえて、その費用を支給するものとする。

2 給付の範囲は、法第20条第3項に定められているところであるが、これらのうち看護及び移送の給付の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 付添看護は、原則認められないが、真にやむを得ない事情により付添看護料を支給する場合は、保健所長の承認を得たうえ、従前の例により支給するものとする。ただし、本取扱いは、平成8年3月31日（健康保険法の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）附則第4条第1項の規定による承認を受けた病院又は診療所にあつては、別に厚生労働大臣が定める日）までの間とする。
- (2) 移送は、入院又は医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は必要とする最小限の実費とするものとする。

なお、移送に際し、介護の必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給して差支えないものとする。

看護料及び移送費の支給申請は、看護移送承認申請書によるものとし、その事実についての指定養育医療機関の医師の証明書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて、給付の申請者から館長を経て保健所長に申請するものとする。

(3) 保健所長は、前号の申請を承認したときは、看護移送承認書を申請者に交付するものとする。

3 母子保健施行規則第14条第2項の医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付を優先する。したがって、養育医療の給付は、いわゆる自己負担分を対象とするものとする。

（徴収する費用の決定手続）

**第9条** 細則第7条の規定により徴収する費用の手続については、別途保健所長が定めるところによる。

2 徴収額を決定したときは、費用徴収額決定通知書により、本人又は扶養義務者あてに通知するものとする。

（診療報酬の請求、審査及び支払）

**第10条** 診療報酬の請求、審査及び支払については、昭和29年4月28日社発第353号厚生省社会局長、児童局長通知「医療扶助並びに更生医療及び育成医療の給付に伴う診療報酬の審査及び支払に関する事務の委託について」に定めるところによるものとする。

なお、国民健康保険については、昭和49年10月15日児発第 655号厚生省児童家庭局長通知「育成医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払いに関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」によるものとする。

(その他)

**第11条** 給付から費用徴収までの状況を明確にするため、医療券交付台帳（医療券写しのとじ込み）と費用徴収カードを備え付けるものとする。

2 大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センターに医療費助成申請書受理兼整理簿を備え付け、申請、提出、決定の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。